

○沖縄県振興審議会規則（昭和47年7月13日規則第121号）

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第2条の規定に基づき、沖縄県振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員その他の構成員及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、県の振興に関する重要事項について調査審議する。
2 審議会は、前項の事項について知事に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員55人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 関係団体を代表する者
(3) 市町村長及び市町村議会議長

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門委員）

第6条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（専門委員の任期）

第7条 専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第9条 審議会は、会長が招集するものとし、あらかじめ議題を示して委員に通知しなければならない。ただし、緊急な場合は、この限りでない。
2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 専門委員は、会議に出席して意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

(部会)

第10条 審議会にその所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、調査審議のため必要があるときは、他の部会又は専門委員と合同して調査審議をすることができる。
- 3 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

(幹事)

第11条 審議会に幹事を置き、幹事は、秘書防災統括監、総務統括監、企画調整統括監、環境企画統括監、生活企画統括監、医療企画統括監、農政企画統括監、産業振興統括監、観光政策統括監、土木企画統括監、企業企画統括監、病院事業統括監、教育管理統括監及び警務部長の職にある者をもって充てる。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(県職員の関与)

第12条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、県の関係部局の職員を審議会及び部会に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、企画部企画調整課で処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、同日までとする。

(専門委員の任期の特例)

- 3 令和元年7月16日から令和4年3月31日までに委嘱される専門委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (昭和49年3月30日規則第18号抄)

- 1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年5月7日規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 専門委員の任期については、改正後の沖縄県振興開発審議会規則第7条の規定にかかわらず、昭和49年に委嘱又は任命される者に限り、昭和51年7月27日までとする。

附 則 (昭和49年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年10月14日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年11月18日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月31日規則第37号)

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則 (昭和56年8月27日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第15号抄）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月11日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月22日規則第62号）

- 1 この規則は、平成元年9月25日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に市町村長又は県職員である委員の任期は、改正前の沖縄県振興開発審議会規則第5条第2項の規定にかかわらず、平成元年9月24日までとする。

附 則（平成11年11月5日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第54号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月10日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第51号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第40号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月25日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第14号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第27号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第45号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。